

## ◇地質調査の発注に係わる官公庁への陳情◇

東北地質調査業協会では、下記に示すような陳情書を作成し、発注官庁に陳情致しました。陳情書の内容をお知らせ致します。

平成4年3月

殿

社団法人 全国地質調査業協会連合会  
会 長 瀬 古 隆 三  
東 北 地 質 調 査 業 協 会  
理 事 長 長 谷 弘 太 郎

### 地質調査の発注に係わる陳情

地質調査業の育成指導については、平素より皆様に格別のご配慮を賜り深く感謝いたしております。

さて、近年は内需指導型経済および社会基盤の整備による公共事業費の伸びが一層期待されお陰さまにて業界も堅調に推移しております。

これもひとえに貴局の格別のご配慮による結果と受けとめ厚くお礼申し上げます。

当業界としても、国の業種指定による建設産業初の構造改善事業に取組み、企業体質の強化とイメージアップに全力をあげております。

しかし、受注産業としての地質調査業を考えると、その近代化、合理化には、自助努力にも限界があり、発注者各位のご理解を得ることがどうしても必要であります。

つきましては、地質調査の発注に関する次の事項につき特段のご配慮を賜りたくここに陳情申し上げます。

#### 1. 事業量の確保、発注の平準化について

地質調査には、施行規模が小さく、工期も短いという業種的性格があり、手持ち受注をかかえているという業種ではありません。

また、地質調査業者は中小企業が大多数で経営基盤も脆弱であり、発注の抑制はその



まま死活問題になりかねません。

このため、地質調査の発注にあたっては、社会経済情勢に即した適切な事業量を確保されるとともに発注の平準化に努められるようお願い申し上げます。

## 2. 専門業者の活用について

地質調査業には建設省告示による「地質調査業者登録規程」が制定されており、専門技術者の保有など一定の要件を備えたものを登録業者としております。また、社団法人全国地質調査業協会連合会は、この登録規程上の唯一の確認団体として専門技術を有する全国の地質調査業者を組織化し、地質調査業の健全な発展に努めております。

地質調査の発注にあたっては、登録制度の主旨に鑑み、当会会員の活用を図られるようお願い申し上げます。

## 3. 地質調査におけるコンサルティング業務の積算の適正化について

地質調査業務は現場を中心とした調査、計測業務（調査業務）と内業を中心とした解析、判定業務（コンサルティング業務）からなっております。

近時、地質調査においてコンサルティング業務のウェイトが高まってきておりますが、その性格上基準化しにくいこともあり、適切な積算がなされないケースが多くあります。一部の業務については平成3年度より改善され、見直していただいておりますが、河川・砂防・営繕についても、解析、判定能力の高度化が要請されている現況に鑑み、発注及び積算にあたっては是非とも見直しをお願い申し上げます。

## 4. 仮設作業等の積算の適正化について

地質調査業は建設産業の先兵として最も早い段階に現場に入ることが多く、機材等の搬出入、給水、足場仮設などに要する仮設費が大きな比重を占めるケースが多くあります。また、市街地の路上でボーリングを行う場合など、地下埋設物の調査が必要であります。

このため、地質調査の積算にあたっては、現地条件を明確に把握され、保安基準にのっとった仮設費の適切な積算をお願い申し上げます。



#### 5. 安全費、環境保全対策費の積算について

地質調査業務の多くは、ボーリング等現場作業を伴うものであり、それら作業を実施する上で、法令を遵守し、第三者に損害を与えないことは当然のことです。我々業界としても、安全教育と法令遵守の徹底や保険制度の導入等の配慮を致しております。

しかしながら、施工規模が小さいこともあり、安全費や泥水処理等の環境保全対策費に対する積算に不十分な点が見られますので、実態を踏まえ、積算を改善されるようお願い致します。

なお、平成2年9月13日付労働省令第19号において、労働安全衛生規則の一部改正が行われ、「ボーリングマシンの運転の業務」が労働安全衛生法第59条第3項に該当する業務と定められ、これが実施されましたので、地質調査業務の安全費の積算に関し、是非とも見直しを図られるよう御願い申し上げます。

#### 6. 平成4年度の人件費、機械損料及び資機材等の価格について

地質調査の積算に必要な基準日額人件費、機械損料、各種資機材等の平成4年度用価格については「地質調査用人件費機材等価格調査表（平成4年度）」をご利用下さるようお願い申し上げます。